

別表1: 評価項目及び評価基準(施工業務が特定建設工事共同企業体の場合)

事業名: 福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業(第1エリア)

分類	評価項目	評価基準	配点		
簡易な施工計画 【注1】 6.0点	工程管理に関する技術的所見 課題(各工程の工期設定および安全対策を含めた施工体制の工夫について) (6.0点)	工事手順が現場条件等を踏まえて適切であり、安全対策を含めた工夫が見られるかどうか	6.0 ~ -		
		工事成績評価【注2】 ※代表構成員のみ評価 (1.8点)	86点以上	1.8	
			83点以上86点未満	1.4	
80点以上83点未満	0.9				
65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5				
65点未満又は市町村等発注工事の実績なし	-				
施工実績【注3】 (1.6点)	1億円以上の電気工事の実績が2件あり、かつ太陽光発電設備40kW以上の実績が含まれる	1.6			
	40kW以上の太陽光発電設備の実績がある	1.0			
	30kW以上の太陽光発電設備の実績がある	0.5			
	上記以外	-			
	設計実績【注3】 (0.2点)	官公庁施設の太陽光発電設備10kW以上の実績が含まれる	0.2		
企業の技術力	企業育成 (0.2点)	入札参加条件が特定建設工事共同企業体又は単体企業の場合は、特定工事共同企業体で参加する者に加点	施工業務が特定建設工事共同企業体の場合 施工業務が単体企業の場合	0.2 -	
		近年における福岡県建築都市部発注の電気工事の受注状況【注4】 (1.4点)	平成31年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない	1.4	
	令和3年度年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない		0.7		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注5】 (0.8点)	①ISO9001	①と②の認証の両方を取得済み	0.8	
		②ISO14001(若しくは『エアアクション21』の認証)	①又は②の認証を取得済み	0.4	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.6点)	北九州県土整備事務所、京築県土整備事務所、直方県土整備事務所、田川県土整備事務所、飯塚県土整備事務所、朝倉県土整備事務所管内に主たる営業所がある	上記以外	-	
			若年技術者の採用状況【注6】 (0.4点)	有	0.4
			34歳以下の技術者を令和4年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無	無	-
	配置予定技術者の技術力	同種工事(申請)の工事成績評価【注7】 ※代表構成員のみ評価 (2.0点)	86点以上	2.0	
			83点以上85点以下	1.5	
80点以上82点以下			1.0		
65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する			0.5		
64点以下又は市町村等発注工事の実績なし			-		
施工実績【注3】 (2.0点)		1億円以上の電気工事の実績が2件あり、かつ太陽光発電設備40kW以上の実績が含まれる	2.0		
		40kW以上の太陽光発電設備の実績がある	1.3		
配置予定技術者の資格の保有期間 (1.0点)	10年以上	1.0			
	3年以上10年未満	0.5			
	3年未満	-			
1級国家資格等の保有期間を評価する【注8】 (1.0点)	6年以上	1.0			
	3年以上6年未満	0.5			
経過年数【注9】 (1.0点)	3年以上	1.0			
	3年未満	-			
加算点合計	20.0点				
施工体制等の評価 (1.1点)	施工体制等評価点 (1.1点)	入札時に、入札者が施工業務について、調査基準比較価格以上で入札し、かつ設計及び工事監理業務について、基準比較価格以上で入札した場合	1.1		
		上記以外	-		
合計	21.1点				

【特定建設工事共同企業体(JV)の加算点について】

・施工業務に係る評価の部分のJVの加算点は、施工業務に係る各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計点(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

(例)施工業務を担う構成員2社を含むJVで、出資比率を施工A社a%、施工B社b%及び設計及び工事監理のC社c%とした場合

JVの加算点=(施工A社の加算点×(a/(a+b)))+(施工B社の加算点×(b/(a+b))) ※C社の出資比率は計算から除外する。

【注1】有効な提案の数により評価する。一提案あたりの配点を固定化する絶対評価とする。

【注2】平成21年度から令和5年度に竣工した福岡県が発注した電気工事の工事成績評価点(共同企業体の構成員としての評価点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事が無い場合は、平成20年度から令和4年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事を対象(加重平均)とする。いずれも該当なき場合は、平成21年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注3】平成21年度以降に元請(共同企業体による施工又は設計)については、出資割合が20%以上の工事又は委託に限る)として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事又は設計委託の実績とする。(ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。)

【注4】各構成員の加算点のうち、最も高い加算点を双方に採用する。

【注5】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注6】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注7】申請のあった工事実績のうち、平成21年度以降に竣工した福岡県が発注した電気工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事の工事成績とする。いずれも該当なき場合は、平成21年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。(現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。)

【注8】1級国家資格等とは、1級電気工事施工管理技術士又は技術士(技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。))とするものとする。

【注9】平成21年度以降竣工の電気工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は3000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

別表1: 評価項目及び評価基準(施工業務が単体企業体の場合)

事業名: 福岡県有施設への太陽光発電設備導入事業(第1エリア)

分類	評価項目	評価基準	配点	
簡易な施工計画【注1】 6.0点	工程管理に関わる技術的所見課題(各工程の工期設定および安全対策を含めた施工体制の工夫について) (6.0点)	工事手順が現場条件等を踏まえて適切であり、安全対策を含めた工夫が見られるかどうか	6.0 ~ -	
		86点以上	1.8	
企業の技術力 8.0点	工事成績評価【注2】 (1.8点)	83点以上86点未満	1.4	
		80点以上83点未満	0.9	
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5	
		65点未満又は市町村等発注工事の実績なし	-	
		1億円以上の電気工事の実績が2件あり、かつ太陽光発電設備40kW以上の実績が含まれる	1.6	
	施工実績【注3】 (1.6点)	40kW以上の太陽光発電設備の実績がある	1.0	
		30kW以上の太陽光発電設備の実績がある	0.5	
		上記以外	-	
	設計実績【注3】 (0.2点)	官公庁施設の太陽光発電設備10kW以上の実績が含まれる	0.2	
		上記以外	-	
	企業育成 (0.2点)	入札参加条件が特定建設工事共同企業体又は単体企業の場合は、特定工事共同企業体に参加する者に加点	施工業務が特定建設工事共同企業体の場合 施工業務が単体企業の場合	0.2 -
		近年における福岡県建築都市部発注の電気工事の受注状況【注4】 (1.4点)	平成31年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない	1.4
	令和3年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない		0.7	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注5】 ①ISO9001 ②ISO14001(若しくは『エコアクション21』の認証) (0.8点)	①と②の認証の両方を取得済み	①又は②の認証を取得済み	0.8 0.4
上記以外			-	
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.6点)		北九州県土整備事務所、京築県土整備事務所、直方県土整備事務所、田川県土整備事務所、飯塚県土整備事務所、朝倉県土整備事務所所管内に主たる営業所がある	1.6	
		上記以外	-	
若年技術者の採用状況【注5】 34歳以下の技術者を令和4年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無 (0.4点)	有	0.4		
	無	-		
配置予定技術者の技術力 6.0点	同種工事(申請)の工事成績評価【注6】 (2.0点)	86点以上	2.0	
		83点以上85点以下	1.5	
		80点以上82点以下	1.0	
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5	
		64点以下又は市町村等発注工事の実績なし	-	
	施工実績【注3】 (2.0点)	1億円以上の電気工事の実績が2件あり、かつ太陽光発電設備40kW以上の実績が含まれる	2.0	
		40kW以上の太陽光発電設備の実績がある	1.3	
配置予定技術者の資格の保有期間 1級国家資格等の保有期間を評価する【注7】 (1.0点)	10年以上	1.0		
	3年以上10年未満	0.5		
経験年数【注8】 (1.0点)	3年未満	-		
	6年以上	1.0		
	3年以上6年未満	0.5		
3年未満	-			
加算点合計	20.0点			
施工体制等の評価 1.1点	施工体制等評価点 (1.1点)	入札時に、入札者が施工業務について、調査基準比較価格以上で入札し、かつ設計及び工事監理業務について、基準比較価格以上で入札した場合	1.1	
		上記以外	-	
合計	21.1点			

【特定建設工事共同企業体(JV)の加算点について】

・施工業務に係る評価の部分のJVの加算点は、施工業務に係る各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計点(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

(例)施工業務を担う構成員2社を含むJVで、出資比率を施工A社a%、施工B社b%及び設計及び工事監理のC社c%とした場合

JVの加算点=(施工A社の加算点×(a/(a+b)))+(施工B社の加算点×(b/(a+b))) ※C社の出資比率は計算から除外する。

【注1】有効な提案の数により評価する。一提案あたりの配点を固定化する絶対評価とする。

【注2】平成21年度から令和5年度に竣工した福岡県が発注した電気工事の工事成績評価点(共同企業体の構成員としての評価点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成20年度から令和4年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事を対象(加重平均)とする。いずれも該当なき場合は、平成21年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注3】平成21年度以降に元請(共同企業体による施工又は設計については、出資割合が20%以上の工事又は委託に限る)として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事又は設計委託の実績とする。(ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。)

【注4】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注6】申請のあった工事実績のうち、平成21年度以降に竣工した福岡県が発注した電気工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事又は受変電設備工事の工事成績とする。いずれも該当なき場合は、平成21年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の電気工事の実績で申請されたものを評価する。(現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。)

【注7】1級国家資格等とは、1級電気工事施工管理技術士又は技術士(技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。))とするものとする。

【注8】平成21年度以降竣工の電気工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は3000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。